

令和2年度予算編成方針

1 基本的な考え方

本市では、「元気発進！北九州プラン」に基づき「人にやさしく元気な街づくり」を進めている。その結果、本市の「暮らしやすさ」が高く評価され、外国人観光客数や、北九州空港利用者数がいずれも過去最高を更新するなど、人や投資の流れにも好循環の兆しが見えつつある。

今後は、本市が「働きたい」、「住みたい」、「暮らしたい」まちとして選択され続けるよう、あらゆる施策をブラッシュアップすることが求められる。

こうした状況のもと、令和2年度においては、一層の経済の活性化による産業の集積、雇用の創出を促進し、この好循環を確実なものとする必要がある。

同時に、2020年東アジア文化都市や東京オリンピック・パラリンピックの開催をにぎわいの創出、観光振興に着実につなげ、本市を訪れる観光客はもとより、市民がまちの魅力やにぎわいを実感できる契機にしなければならない。

また、少子高齢化の進展、人口構造の変化を背景とした労働力不足、地域の交通事情の変化、土地の低未利用化など今日的な課題への対応も必要である。

一方、本市の財政状況を見通すと、市税が2年連続で増収となっているものの、地方交付税等の伸びが見込めない中、社会保障関係経費や公共施設の老朽化対応にかかる経費の増加などにより、平成30年度決算では財源調整用基金の残高も減少し、今後も厳しい状況が続くことが見込まれる。

本市の未来を切り拓き、新たな市民ニーズや行政需要に添えていくためには、持続可能な行財政運営が不可欠である。

「北九州市行財政改革大綱」に基づく取組や公共施設マネジメントを推進し、収入確保や事務事業の徹底した見直しを歳入、歳出予算に反映しなければならない。

同時に、RPAなどを活用した「しごと改革」など、行財政改革を立ち止まることなく着実に進め、健全で持続可能な財政基盤を確立していく必要がある。

各局室長はこの方針の趣旨を十分に踏まえ、強いリーダーシップのもと、予算編成に取り組むこと。

2 令和2年度予算において重点的に取り組むべき4つの柱

令和2年度予算においては、次の4つの柱を重点項目として取り組むこととする。

同時に、全ての政策を持続可能な社会の実現に向けた「SDGs」の17のゴールの視点から捉えなおし、目標を明確にすることとする。

(1) 人や投資の流れを加速させる経済成長戦略の実行

「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン」などに基づく施策を積極的に推進し、本市の強みであるものづくりや物流拠点化、環境未来都市の取組を強化することで、産業の集積や新たな雇用の場の創出を図り、経済を活性化すること。

特に、今後の本市の飛躍のエンジンとなることが期待される北九州空港の滑走路延伸、航空貨物拠点化、路線誘致を精力的に進めること。

国際展開も含めた環境ビジネスの推進や、洋上風力発電関連産業及びロボット開発・普及の拠点化を図り、企業誘致はもとよりU・Iターン、第二新卒を含めた若者の地元就職支援に取り組むこと。

本市のイメージアップにつながる情報を戦略的に発信し、若者の声を施策に適切に反映させながら、若者や女性の定着のための環境整備を行うことで本市への定住・移住策を促進し、人口の社会動態プラスにつなげ、にぎわいの創出や都市の活性化を図ること。

(2) 文化・スポーツの振興によるまちなぎわいの創出

令和2年度は、「2020年東アジア文化都市」の開催や、「東京オリンピック・パラリンピック2020」事前キャンプなど、国内外から本市へ人を呼び込み、まちなぎわいを生む好機となる年である。

メディア芸術の創造拠点化など、本市ブランドの国内外への発信やシビックプライドの醸成、東アジアとの交流促進及び本市の文化資源を活用した観光・産業の振興等に取り組む、文化芸術の力で都市の活性化を図ること。

また、様々な国際スポーツ大会の誘致や開催等を通じて、本市のスポーツの振興はもとより、スポーツによるまちなぎわいの活性化を図ること。

文化芸術やスポーツの振興を通じ、本市の明るいイメージを発信することで、まちなぎわいを創出し、市民のシビックプライドの醸成につなげていくこと。

併せて、新たに導入する宿泊税を活用した観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実などの取組により、宿泊者及びインバウンドの増加や本市への評価の向上を図るとともに、市民がその効果を実感できるよう取組みを推進すること。

(3) 安全・安心のまちづくり ～今日的な行政課題への対応～

後期高齢者の増加など少子高齢化の一層の進展や、生産年齢人口の減少など全国的な人口構造の変化を背景とした、様々な行政課題に的確に対応していかなければならない。

公共交通再編や高齢者の運転免許返納等の動きをふまえた持続可能な「地域交通の確保」、高齢者世帯などが活用していた土地の低未利用化（都市のスポンジ化）に対応した

「空き地・空き家対策」、労働力不足を背景とした「外国人人材の活用」やそれに伴う「外国人市民が安心して暮らせる環境づくり」など、今日的な課題に部局横断的に対応し、取組を推進すること。

また、近年、激甚化する豪雨災害などに備え、防災・減災対策に取り組むとともに、公共施設や社会インフラの老朽化対策等を計画的に進めること。

同時に、日本で最も犯罪の少ない街を目指した取組を進め、安全・安心で質の高い暮らしのできるまちづくりを推進すること。

(4) 住みたい、住み続けたい街の実現～「元気発進！北九州」プランの総仕上げ～

年齢や性別を問わず、誰もが住みよい街の実現に向け、これまで取り組んできた「元気発進！北九州」プランに掲げる各種の政策を振り返り、人にやさしく元気な街づくりの総仕上げを行うこと。

特に、しごと改革やICTの活用などによる多様な働き方、若者や子育て世代、シニア層など、それぞれのライフスタイルに対する意識の変化をとらえ、雇用、住宅、子育て・教育、都市生活などあらゆる分野の施策をもう一段磨き上げ、本市が「働きたい」、「住みたい」、「暮らしたい」まちとして、選択され続けるよう取組を推進すること。

また、本市の未来を担う子どもたちが、本市に対する誇りや愛着を持って健やかに成長できるよう、ハードソフトの両面における教育・子育て環境の整備に努めること。

同時に、人生100年時代を迎え、少子高齢社会の中においても市民の生き方、働き方の多様化に対応できる地域づくりをすすめるとともに、オール北九州で健康寿命の延伸に取り組むこと。

3 健全で持続可能な財政運営・しごと改革の推進について

本市の財政状況を鑑みると、今後、より一層の「選択と集中」を図りながら、持続可能で安定的な財政の確立、維持に努めていく必要がある。

このため、全ての事業について、事業の必要性や行政課題の解決に結びつく具体的な成果、費用対効果の視点を踏まえ、絶えずその内容を精査するとともに、「北九州市行財政改革大綱」に基づく業務の見直しなど、歳入・歳出両面にわたる収支改善の取組を継続するとともに、その取組内容を踏まえた予算編成を行うこと。

また、2040年の「あるべき市役所」を見据え、しごと改革や内部事務・窓口改革の推進、及びマイナンバーカードを活用した行政サービスの質や水準の向上などにスピード感をもって集中的に取り組む、市民の利便性向上やしごと改革を推進すること。

今後、老朽化した公共施設の改修・更新経費の増加が見込まれており、限られた予算の中で、施設を安全に利用できるよう維持管理を行うことが大きな課題となっている。

真に必要な公共施設を将来にわたって持続的に維持していくため、「北九州市公共施設マネジメント実行計画」に基づき、施設の廃止や集約、複合化や多機能化、更新時の規模の見直し等の取組を推進すること。

4 国の制度変更等への適切な対応について

本年 10 月から実施された消費税率の引上げにあたり、国において、消費税引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないような取組が行われている。

令和 2 年度予算においても、消費税率引き上げの影響の程度や最新の経済状況等を踏まえ、適切な規模の臨時・特別の措置を講ずるとされている。

本市においても、その動向に留意し、適切な対応を図ること。

5 自主的な事業見直しの推進について

令和 2 年度予算編成では、投資的経費について、自主的な事業見直しに加え、公債費負担などの観点から市全体で総額を調整することとしている。

また、行政経費については、「重点戦略経費」「臨時等経費」「裁量的経費」について、別途設定する削減目標額を基に、各局室は継続事業について自主的に必要な見直しを行った上で、その額に応じて、新規・拡充等にかかる予算要求を行うこととしている。

下記に示した歳入、歳出等に関する項目に留意し、歳入・歳出、経費区分にかかわらず、必要な見直しを行うこと。

記

1 歳入に関する事項

歳入の見積りについては、経済動向や国の制度改正等を十分に見極めつつ、過年度の実績や客観的資料等に基づき的確に行うこととし、特に次の諸点に留意すること。

(1) 市税

市税収入については、課税客体、課税標準の正確な把握など、適正な課税に留意し、的確に見積もること。

(2) 地方交付税等

地方交付税及び臨時財政対策債については、国の地方財政計画等を踏まえ、的確に見積もること。

(3) 使用料、手数料その他の税外収入

施設の使用料等の収入については、令和元年度からの公共施設の使用料等の見直し及び令和元年 10 月からの消費税率引き上げに基づく使用料の改正等を踏まえ、的確に見積もること。

(4) 財産収入

「公共施設マネジメント実行計画」における基本方針に基づき、公共利用の予定のない未利用地については、積極的に売却することとし、その他の未利用資産についても、貸付等の有効利用を図ること。

また、市有財産利用調整協議会及び未利用市有地有効活用促進会議の方針に沿って着実に対応すること。

(5) 国県支出金

国県支出金については、国における新年度予算や補正予算（防災対策、経済対策等）の編成状況を見極めたうえで、適切に見積もり、最大限活用できるよう工夫すること。

また、地方創生推進交付金など国の動向について留意し、積極的かつ的確に国庫補助負担金の確保に努め、予算編成に反映させること。

さらに、国庫補助負担事業において超過負担が存在する場合には、国に要望するなどその解消に努めるとともに、福岡県が単独事業として県下市町村に助成している事業のうち、政令市のみ助成対象外となっているものや助成率に格差があるものについても、その是正に努めるよう働きかけを行うこと。

(6) 市債

市債については、その償還が後年度の市民負担になることに留意し、令和2年度の地方債計画、地方財政計画の動向等を勘案して適切に見積もること。この場合には、極力有利な資金の確保に努め、連携中都市圏構想の推進に資する施設の整備等が対象となる「地域活性化事業債」や公共施設の集約化・複合化、長寿命化、除却等が対象となる「公共施設等適正管理推進事業債」等の活用を優先的に検討すること。

なお、市債の見積りについては、財政局財政課（財源調整係）と事前に十分協議すること。

(7) 広告収入その他の収入

広告収入については、印刷物のほか、庁舎等市所有の資産において、その目的を阻害しない範囲内で広告を掲載し、その確保に努めること。また、ネーミングライツ及び地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用積極的に取り組むこと。

また、外郭団体等に対する出資金等の返還や特別会計の剰余金の活用については、当該外郭団体等または特別会計の経営状況を踏まえ、取り組むこと。

その他、各局室の創意工夫により、更なる歳入確保に取り組むこと。

2 歳出に関する事項

歳出については、「元気発進！北九州」プランの総仕上げに引き続き取り組むとともに、「北九州市行財政改革大綱」で掲げた4つの改革の柱等を踏まえた収支改善の取組を着実に実行するほか、現下の諸課題に的確に対応するものとし、次の諸点に留意すること。

(1) 投資的経費

「北九州市公共施設マネジメント実行計画」等に基づき、公共施設の総量抑制を図るとともに、公共施設等の老朽化対策や防災対策に係る投資に重点化していくこと。

また、国の経済対策は、通常より手厚い財源措置が期待できることから、国の補正予算を活用した継続事業の前倒しについては、積極的に対応すること（新規事業については、事前協議を経たうえで対応を決定する）。

一方、投資的経費に伴う公債費は、後年度の財政を圧迫する要因となる。

近年、公共事業等にかかる公債費は高い水準で推移し、市債残高の減少額も下げ止まっていることから、投資的経費の総額は、今後の公債費の推移、借入と償還のバランス等を踏まえて予算編成段階で全体額を調整することとする。

なお、編成にあたっては、地元企業への優先発注に取り組み、公共事業に係る労務単価や資材費の動向にも留意のうえ、適切に経費を見積もること。

① 重点戦略経費、臨時等経費及び財政局指定経費

「重点戦略経費」、「臨時等経費」及び「財政局指定経費」における投資的経費の要求総額は、前年度当初予算額（終了事業や経費区分の移動等を反映した事業費及び一般財源）に平成30年度補正への前倒し分を考慮した額（事業費及び一般財源）の1.3倍の範囲内（＝基準額）とする。

なお、原則として、基準額を超えた要求を行うことはできないので、各局室においては要求事業の所要額や優先度等の精査を十分に行った上で要求を行うこと。

また、各局室の「基準額」については、「重点戦略経費」、「臨時等経費」及び「財政局指定経費」の間で調整できるものとする。

② 裁量的経費

「裁量的経費」における投資的経費は、前年度当初予算額（終了事業や経費区分の移動等を反映したものを）を配分する。各局室は、別途設定する削減目標額（事業費ベースで9%程度、一般財源ベースで8%程度）を目途に必要な見直しを行うこと。

各局室の要求総額は、原則として、自主的な見直しによる削減後の局配分額とする。

(2) 行政経費

「元気発進！北九州」プランに掲げる7つの分野別施策、「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン」に係る事業など、政策性の高い事業については、費用対効果を十分検証すること。

令和2年度予算編成においては、各局室による自主的な事業の見直しを推進する観点から、継続事業にかかる重点戦略経費及び裁量的経費（前年度当初予算額：終了事業や経費区分の移動等を反映した一般財源ベース）を各局室に配分している。

各局室は、別途設定する削減目標額を踏まえ、経費区分にかかわらず、事業の必要な見直しを行った上で予算要求を行うこと。

③ 重点戦略経費

令和元年度からの継続事業については、各局室に前年度当初予算額（終了事業や経費区分の移動等を反映した一般財源ベース）を継続事業枠として配分（以下、「局配分額」という）する。

各局室は、継続事業について局配分額から必要な見直しを行い、令和2年度から新規・拡充事業として実施する事業については、新規事業枠として、局配分額とは別途に要求すること。

各局室の新規事業枠の要求総額は、原則として、局配分額から、各局室の自主的な事業見直しにより予算を削減した額の2倍の範囲内とする。

また、継続事業枠の要求総額は、局配分額から、各局室の自主的な事業見直しによる予算削減後の額（以下、「自主見直し後の局配分額」という）の範囲内とする。

なお、局配分額が1,500万円以下の局室（企業局、行政委員会等を除く）については、自主見直し後の局配分額に、1,500万円（一般財源ベース）を加えた額の範囲内とする。

④ 財政局指定経費

「重点戦略経費」と同様、各局室において必要な見直しを行った上で要求すること。

各局室の要求総額は、原則として、前年度当初予算額（終了事業や経費区分の移動等を反映した一般財源ベース）から、各局室の自主的な事業見直しによる予算削減後の額の範囲内とする。

また、各局室の自主的な事業見直しにより予算を削減した額の2倍の範囲内を追加で要求できることとする。

⑤ 裁量的経費

「行政経費（公共施設）」及び「行政経費（その他）」については、各局室に前年度当初予算額（終了事業や経費区分の移動等を反映した一般財源ベース）を配分（以下、「局配分額」という）する。各局室は、必要な見直しを行った上で、自主的・主体的に予算編成を行うこと。

原則として、裁量的経費の総額は、局配分額から、各局室の自主的な事業見直しによる予算削減後の額の範囲内とする。

なお、イベント関連経費については、類似のイベントの有無や開催時期の重複等について関係局室間で十分調整・連携するとともに、費用対効果や必要性を十分検証したうえで予算要求をすること。

⑥ 臨時等経費

「重点戦略経費」と同様、継続事業については、各局室において必要な見直しを行った上で要求すること。

令和2年度からの新規事業については、各局室において、臨時等経費に該当するか精査し、優先順位付けを明確にした上で要求することとし、要求総額は、事業の必要額とする。

⑦ 義務的必要経費

義務的必要経費については、その見積りが過大にならないよう的確に行った上で、必要額を要求すること。

なお、令和元年8月9日付北九財財第166号「令和2年度予算にかかる各局の所要額調査及び義務的必要経費事前調整について（照会）」に基づき、財政局と事前に調整した算定方法により積算すること。

⑧ 一般経費（職員給）

人件費については、組織・機構の改善、事務処理の能率化及び民間委託等の推進により、引き続き職員数の抑制に努めること。なお、令和2年4月から「会計年度任用職員制度」が導入されることに留意し影響を適切に見積もり、必要額を要求すること。

3 特別会計・企業会計に関する事項

特別会計・企業会計については、これまでも各会計の健全化を図るため、経営改善について、様々な検討を行ってきたところであり、今後とも会計の実態に即した検証を行いながら、経営改善に努めること。

なお、予算編成に当たっては、特に次の諸点に留意すること。

（1）経営健全化

特別会計・企業会計については、経費の徹底した削減や利用料金の適正化等に取り組み、当該事業収入でその経費を賄えるよう、経営の健全化に努めること。

（2）料金

国民健康保険料、介護保険料等の料金の取扱いについては、市民生活に及ぼす影響や財政上の影響等を十分考慮するとともに、その見積りを的確に行うこと。

（3）一般会計との負担区分

特別会計は、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理するもので、独立採算制が重視されるものである。

このため、一般会計からの繰入れがある特別会計については、一般会計からの繰入れにできる限り頼らない、より効率的な経営に努めること。

また、企業会計については、公営企業の基本原則に則り、経営の効率化を推進し、一般会計繰入金金の削減、市財政への貢献に資する経営に努めること。

4 その他

（1）予算編成過程の公開

予算編成過程の公開については、別途通知する。